

平成23年3月22日

**平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため
統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが
困難と認められる市町村の指定について（第1次指定分）**

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村の指定（第1次指定）については別紙のとおりですので公表します。

【説明】

今回の指定（第1次指定）については、選挙の告示が迫っている県レベルの選挙の延期措置を講ずることを主眼とすることとし、平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により多大な人的、物的被害を被ったことにより、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙の適正な執行が極めて困難な状況にあると認められる市町村について指定することにより、当該市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会又は長の統一地方選挙の期日を延期するものです。

今後の指定については、今回の指定に係る県の中で避難者の受入対策や被災地への職員派遣などにより選挙の適正な執行に影響が出ている市町村などについて、よりきめ細かく状況を把握したうえで、できるだけ速やかに、判断することとしたいと考えています。

（連絡先）

自治行政局選挙部管理課
担当：野村理事官、小川
電話：（代表）03-5253-5111
（内線）5573
（直通）03-5253-5573
FAX：03-5253-5575

○平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（第1次指定分）

岩手県	陸前高田市 大槌町 山田町 田野畑村 普代村 野田村
宮城県	仙台市 塩竈市 多賀城市 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 女川町
福島県	相馬市 広野町 双葉町 新地町 川内村 葛尾村

(参考) 第1次指定により、延期される選挙

岩手県 岩手県知事選挙・岩手県議会議員選挙
陸前高田市（議員）
大槌町（長）
山田町（議員）
田野畑村（議員）
普代村（長・議員）
野田村（議員）

宮城県 宮城県議会議員選挙
仙台市（議員）
塩竈市（長・議員）
多賀城市（議員）
亘理町（議員）
山元町（議員）
松島町（長）
七ヶ浜町（長・議員）
女川町（議員）

福島県 福島県議会議員選挙
相馬市（議員）
広野町（議員）
双葉町（議員）
新地町（議員）
川内村（議員）
葛尾村（議員）